

○飯塚市子ども・子育て支援法に係る支給認定及び施設入所事務取扱

要綱

平成27年3月26日

飯塚市告示第91号

改正 H29-376、R3-111、R4-323、R5-348

(趣旨)

第1条 この告示は、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。)その他関係法令に基づき実施する支給認定及び施設入所事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において使用する用語の意義は、法、府令で使用する用語の例による。

(申請)

第3条 支給認定を受けようとする小学校就学前子どもの保護者は、府令第2条の規定により施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書(以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

(申請受付)

第4条 申請書は、次の各号に掲げる認定を受けようとする小学校就学前子どもの区分に応じ、当該各号に定める施設を経由して保育課で受け付けるものとする。ただし、第2号の場合は、直接保育課へ提出しても構わないものとする。

- (1) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの認定(以下「教育標準時間認定」という。)を受けようとする者 利用しようとする特定教育・保育施設(認定こども園及び幼稚園に限る。)
- (2) 法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの認定(以下「保育認定」という。)を受けようとする者 利用しようとする特定教育・保育施設(認定こども園及び保育所に限る。)又は地域型保育事業所

(R4-323一改)

(必要書類)

第5条 申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 教育標準時間認定又は保育認定の申請に係る子どもと同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者(主たる生計維持者である場合に限る。)の市区町村民税に係る証明書

(2) 利用者負担額の算定のために必要な書類。ただし、市長は、公簿等によって確認することができるときは、これを省略させることができる。

(3) 保育認定を受けようとする者にあつては、保育を必要とする事由に応じて保育認定のための審査及び調査に必要な書類として市長が別に定める書類

(審査及び調査)

第6条 市長は、申請内容及び保育認定に係る状況を把握するため、申請書及び必要書類の確認、保護者からの聞き取り、児童との面談等により審査を行うものとし、必要がある場合は関係先への調査を行うものとする。

(支給認定)

第7条 市長は、前条の規定による審査及び調査の結果、法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもに該当すると認めるときは、支給認定を行うものとする。

2 市長は、府令第4条の規定による保育必要量の認定を、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるところにより行うものとする。

(1) 府令第1条の5第1号又は第7号に掲げる事由に該当する場合(1月において120時間以上就労し、就学し、又は職業訓練を受講することを常態とする場合に限る。) 保育標準時間認定(1日当たり11時間までの保育必要量の認定をいう。以下同じ。)

(2) 府令第1条の5第1号又は第7号に掲げる事由に該当する場合(1月において60時間以上120時間未満就労し、就学し、又は職業訓練を受講することを常態とする場合に限る。) 保育短時間認定(1日当たり8時間までの保育必要量の認定をいう。以下同じ。)ただし、1日の就労又は就学、受講時間が8時間以上となるような常態であれば保育標準時間認定とする。

(3) 府令第1条の5第2号から第5号まで又は第8号に掲げる事由に該当する場合
保育標準時間認定

(4) 府令第1条の5第6号又は第9号に掲げる事由に該当する場合

保育短時間認定。ただし、その事由を勘案し、市長が特に必要であると認めた場合は、保育標準時間認定とすることができる。

(5) 府令第1条の5第10号に掲げる事由に該当する場合 前各号に掲げる区分に準じてその事由を勘案し、保育標準時間認定又は保育短時間認定のうち、市長が適当と認める認定

3 法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの保護者による府令第1条の5第6号に掲げる事由による申請の認定は、以前同じ府令第1条の5第6号に掲げる事由による認定を受けている場合は、当該府令第1条の5第6号の認定終了日より180日を経

過した後でない限り支給認定は行わない。

- 4 府令第4条の規定による保育必要量の認定を行う場合は、法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの保護者からの希望による保育標準時間より保育短時間への変更は、年度中1回に限りできるものとする。

(R5-348一改)

(有効期間)

第8条 府令第8条第4号ロ、第6号、第7号、第12号及び第13号の規定に基づき市が定める期間は、次のとおりとする。

- (1) 府令第8条第4号ロに規定する市町村が定める期間 90日
- (2) 府令第8条第6号及び第12号に規定する市町村が定める期間 育児休業の期間等当該子ども及び保護者の状況並びに地域における保育利用の公平性を勘案して市長が認める期間。ただし、原則として育児休業の対象となる子どもの出産後1年を経過する日の属する月の末日までを限度とする。
- (3) 府令第8条第7号及び第13号に規定する市町村が定める期間 保育が必要な事由並びに子ども及び保護者の状況を勘案して市長が認める期間

- 2 府令第8条第3号ロに規定する効力発生日は、当該就学前子どもの保護者の出産予定日から起算して前8週の日が属する月の初日とする。

(認定証の交付等)

第9条 市長は、支給認定の申請に係る保護者に対して、当該支給認定の結果及び必要事項を通知するとともに、支給認定証を交付するものとする。

- 2 前項の場合において、申請書が特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育施設等」という。)を經由して支給認定の申請書が提出されたときは、支給認定証の交付は、当該申請の際に經由した特定教育・保育施設等を經由して行うものとする。

- 3 市長は、支給認定に係る保護者及び支給認定に係る小学校就学前子どもが利用する特定教育・保育施設等に対して、利用者負担額に関する事項を通知するものとする。

(却下)

第10条 市長は、支給認定の申請が支給要件を満たさないときは、理由を付して、その旨を当該申請に係る保護者に通知するものとする。

(支給認定の変更の認定)

第11条 支給認定保護者は、現に受けている支給認定に係る当該支給認定子どもが該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、保育必要量、

支給認定の有効期間、利用者負担額に関する事項の変更を受けようとする場合は、申請書により市長に申請しなければならない。

(支給認定の申請内容の変更)

第12条 支給認定保護者は、支給認定有効期間内において次に掲げる事項を変更する必要がある場合は、事由発生日から14日以内に申請書により市長に申請しなければならない。

- (1) 支給認定保護者の氏名、居住地、及び連絡先(保護者が法人であるときは、法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに当該申請に係る小学校就学前子どもの居住地)
- (2) 支給認定子どもの氏名及び当該子どもの保護者との続柄
- (3) その他申請時に提出した申請書の内容

(支給認定証の再交付)

第13条 支給認定保護者は、支給認定の有効期間内において、支給認定証を破り、汚し、又は失った場合に、支給認定証の再交付を申請しようとするときは、申請書を市長に提出しなければならない。

(保育の利用の申込み)

第14条 小学校就学前児童の保護者が、保育所、認定こども園又は地域型保育事業所(事業所内保育事業の従業員枠を除く。)の利用を希望する場合は、年度当初4月の入所については当初入所申込締切日まで、年度途中の入所については入所希望月の前月の15日(その日が土日、祝日の場合はその前日)までに支給認定申請書(2・3号)兼保育施設入所申込書(以下「申込書」という。)により市長に申込みをしなければならない。

2 前項の申込みが保育標準時間及び保育短時間の場合には、支給認定申請を兼ねることができる。

(保育の利用申込みの窓口)

第15条 申込書は、保育課に提出するものとし、利用しようとする特定教育・保育施設(認定こども園及び保育所に限る。)、地域型保育事業所を経由して提出することもできるものとする。

(R4-323一改)

(保育の利用申込みの必要書類)

第16条 申込書には利用調整のための審査及び調査に必要な書類として市長が別に定める書類を添付しなければならない。ただし、市長が、当該書類により証明すべき事実を支給認定の申請時に申請書に添付された書類によって確認することが

できる場合は、当該書類を省略させることができる。

(利用調整)

第17条 市長は、認定申請により法第19条第1項第2号若しくは第3号の申請をした小学校就学前児童の保護者又は既に法第19条第1項第2号若しくは第3号の認定を受けている支給認定保護者から市内に所在する保育所、認定こども園又は地域型保育事業所(事業所内保育事業の従業員枠を除く。)の利用申込みを受け付け、定員を超える申込みがあった場合には利用調整を行うものとする。

(利用調整の基準等)

第18条 市長は、別表に掲げる基準に基づき利用調整を行うものとする。ただし、他の市町村の区域に所在する保育所、認定こども園又は地域型保育事業所(事業所内保育事業の従業員枠を除く。)の利用の申込みを受け付けた場合は、当該施設を管轄する他の市町村の長又は福祉事務所長に対して利用調整を依頼するものとする。

2 前項に定める基準に基づき利用調整を行っても調整できない場合には、保育課内で協議し調整するものとする。

(R4-323一改)

(利用調整に係る受入れの要請)

第19条 市長は、利用調整の対象となる私立認定こども園の設置者又は地域型保育事業の事業者に対して、利用調整に係る児童の受入れの要請を行うものとする。

2 市長は、利用者の受入れの要請を行った私立認定こども園の設置者又は地域型保育事業の事業者に対して、利用調整に係る児童の保育の利用に必要な限度において、申込書及び添付書類の写し又はその記載内容を記した書類を提供するものとする。

(利用調整の結果の通知)

第20条 市長は、保育の利用を申請した小学校就学前児童の保護者(他の市町村の長又は福祉事務所長から利用調整の依頼を受けた場合は、当該他の市町村の長又は福祉事務所長)に対して利用調整の結果を通知するものとする。

2 市長は、他の市町村の長又は福祉事務所長から利用調整の結果の通知を受けた場合は、当該通知に係る小学校就学前児童の保護者に対して利用調整の結果を通知するものとする。

3 市長は、利用調整の対象となる施設に対して、調整結果を通知するものとする。

4 市長は、施設に対して、利用調整に係る児童の保育の利用に必要な限度において、申込書及び添付書類の写し又はその記載内容を記した書類を提供するものとする。

する。

(入所の決定)

第21条 市長は、小学校就学前児童の施設への入所について決定した場合は、当該小学校就学前児童の保護者及び当該施設に対して決定した旨を通知するものとする。

(利用期間の決定)

第22条 市長は、支給認定の有効期間の範囲内で施設の利用期間(最長で利用開始の年度末までとする。)を設定するものとする。

2 府令第1条の5第6号の事由による施設の利用期間は2月とする。ただし、利用期間内に認定期間及び施設利用延長に必要な書類が提出できない場合には、市長が別に定める書類の提出により1月に限り利用期間を延長することができるものとする。

3 利用開始日は毎月1日とし、期間は1月単位とする。

(R5-348一改)

(施設利用の取消し)

第23条 市長は、施設の利用開始後、次の各号のいずれかに該当することが明らかになった場合は、施設の利用を取り消すことができる。

(1) 申込み又は申請内容に虚偽があった場合

(2) 子どもの疾病等により、保育所等における保育が極めて困難と認める場合

(施設利用の申請内容の変更)

第24条 支給認定保護者は、施設利用期間内において次の各号に掲げる事由が生じた場合には、その事由発生日から14日以内に申込書又は必要な書類により市長に届け出なければならない。

(1) 施設利用申込み時に提出した申込書の内容又は提出した書類の内容に変更があった場合

(2) 施設利用申込み以後に利用者負担額算定に係る所得の変更手続を行った場合

(変更の結果通知)

第25条 前条の手続により保育内容(利用料、保育の必要量等をいう。以下同じ。)に変更が生じた場合は、支給認定保護者に変更の内容を支給認定書にて通知するものとする。

(保育の内容変更)

第26条 第12条及び第24条の規定の手続により保育内容に変更が生じた場合には、

事由発生日の翌月から変更し取り扱うものとする。

(補則)

第27条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、法の施行の日(平成27年4月1日)から施行する。

(経過措置)

2 第7条第2項の規定にかかわらず、法の施行の日(以下「施行日」という。)の前日から引き続き特定・教育保育施設(認定こども園又は保育所に限る。)に入所している小学校就学前子どもの保育必要量の認定については、保育標準時間認定とすることができるものとする。

附 則(平成29年12月28日 告示第376号)

(施行期日等)

1 この告示は、告示の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年1月15日から施行する。

2 第2条の規定による改正後の飯塚市子ども・子育て支援法に係る支給認定及び施設入所事務取扱要綱の規定は、平成30年4月1日以降に保育所、認定こども園又は地域型保育事業所への入所を希望する申込みについて適用し、同日前の入所を希望する申込みについては、なお従前の例による。

附 則(令和3年4月13日 告示第111号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(令和4年9月28日 告示第323号)

この告示は、告示の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則(令和5年10月31日 告示第348号)

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の別表の規定は、令和6年4月1日以降に保育所、認定こども園又は地域型保育事業所への入所を希望する申込みについて適用し、同日前の入所を希望する申込みについては、なお従前の例による。

別表(第18条関係)

(H29-376全改、R3-111、一改)

指数情報(類型)		指数情報(細目)		
No	類型	No	細目	指数
1	父：就労	1	就労：月160時間以上の就労	50
		2	就労：月120時間から160時間未満の就労	45
		3	就労：月90時間から120時間未満の就労	35
		4	就労：月60時間から90時間未満の就労	30
2	母：就労	1	就労：月160時間以上の就労	50
		2	就労：月120時間から160時間未満の就労	45
		3	就労：月90時間から120時間未満の就労	35
		4	就労：月60時間から90時間未満の就労	30
3	世帯員： 就労	1	就労：月 160 時間以上の就労	50
		2	就労：月 120 時間から 160 時間未満の就労	45
		3	就労：月 90 時間から 120 時間未満の就労	35
		4	就労：月 60 時間から 90 時間未満の就労	30
4	母：出産	1	出産	30
5	世帯員： 出産	1	出産	30
6	父： 疾病・障がい	1	疾病：入院、常時病臥又は安静を要し保育が日常的に困難	50
		2	疾病：上記以外の場合で保育が困難	30
		3	障害：保育が日常的に困難と認められる	50
		4	障害：保育が生活上、一部困難	45
7	母： 疾病・障がい	1	疾病：入院、常時病臥又は安静を要し保育が日常的に困難	50
		2	疾病：上記以外の場合で保育が困難	30
		3	障害：保育が日常的に困難と認められる	50
		4	障害：保育が生活上、一部困難	45
8	世帯員：疾病・障がい	1	疾病：入院、常時病臥又は安静を要し保育が日常的に困難	50

		2	疾病：上記以外の場合で保育が困難	30
		3	障害：保育が日常的に困難と認められる	50
		4	障害：保育が生活上、一部困難	45
9	父：介護等	1	看護・介護・付添：常時介護を要す	30
10	母：介護等	1	看護・介護・付添：常時介護を要す	30
11	世帯員： 介護等	1	看護・介護・付添：常時介護を要す	30
12	父： 災害復旧	1	災害復旧：震災・風水害・火災その他の災害の復興中	50
13	母： 災害復旧	1	災害復旧：震災・風水害・火災その他の災害の復興中	50
14	世帯員： 災害復旧	1	災害復旧：震災・風水害・火災その他の災害の復興中	50
15	父： 求職活動 就学 育児 休暇 その他	1	就学	40
		2	育児休暇中	50
		3	求職中	10
		4	求職中：継続児童	30
16	母： 求職活動 就学 育児 休暇 その他	1	就学	40
		2	育児休暇中	50
		3	求職中	10
		4	求職中：継続児童	30
17	世帯員：求 職活動 就 学 その他	1	就学	40
		2	育児休暇中	50
		3	求職中	10
		4	求職中：継続児童	30
18	加点・減点 項目	1	世帯状況：母子又は父子の世帯	55
		2	世帯状況：兄弟同時申込	5
		3	児童状況：希望保育所に兄弟が在園している	100
		4	児童状況：現在、入所中 同じ園の継続入所希望	100
		5	児童状況：小規模保育事業等の地域型保育事業所	100

		の卒園児童が、引き続き連携施設の入所希望	
	6	その他：児童福祉法に基づき保育を要す	100
	7	その他：保育施設等勤務職員の子	50